

富良野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

北海道 富良野市

目次

1	計画の基本方針	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画期間	2
1.4	計画区域	2
1.5	基本方針	3
2	地域の概要	4
2.1	自然環境	4
2.2	社会環境	6
3	ごみ処理の現状	9
3.1	ごみ処理フロー	10
3.2	ごみ排出量の実績	11
3.3	収集運搬	14
3.4	中間処理	16
3.5	最終処分	20
3.6	ごみ処理経費	21
3.7	ごみ処理システムの評価	22
3.8	ごみ処理の課題	27
4	ごみ排出量の見込み	28
4.1	人口推計	28
4.2	家庭系ごみ排出量の見込み	29
4.3	事業系ごみ排出量の見込み	29
4.4	ごみ排出量の見込み	30
4.5	ごみ処理量の見込み	31
5	ごみ処理計画	34
5.1	ごみ排出抑制・資源化計画	34
5.2	収集・運搬計画	36
5.3	中間処理計画	37
5.4	最終処分計画	38
5.5	その他計画	39

1 計画の基本方針

1.1 計画策定の趣旨

富良野市（以下「本市」といいます。）では、地域社会の発展に向けた総合的な取組みを推進するため令和3年に「第6次富良野市総合計画」を策定しました。その基本理念や将来像を環境という側面から実現していく計画として、「第3次富良野市環境計画」を策定しています。

環境基本計画では、富良野市の魅力を支える基盤である「環境」「産業」「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策を展開することを重点プロジェクトとして位置づけています。このうち、環境分野において重要な要素である廃棄物処理政策については、現在の廃棄物処理と資源循環システムを運用していくことを基礎としながら、引き続きごみの減量化とリサイクル対策の取組みを推進し、循環型社会を形成することを基本目標としています。

こうした中、平成27年度に策定された「富良野市一般廃棄物処理基本計画」の目標年次である令和4年度を迎えたのに伴い、現状の本市におけるごみ処理に係る課題を整理するとともに、循環型社会の構築に向けた今後のごみ処理の展望・方針を明らかにするため、新たな「富良野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

計画の実施については、「富良野市一般廃棄物処理実施計画」に基づき行っていきます。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。本計画の位置づけを図 1-1に示します。

本計画は、10年の長期的視点に立った本市のごみ処理基本方針を定め、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、将来にわたり一般廃棄物（ごみ）を適正に処理するためのあるべき姿であるため、上位計画である総合計画や環境基本計画等を踏まえ、富良野生活圈広域分担処理基本計画と整合性を図りながら策定します。

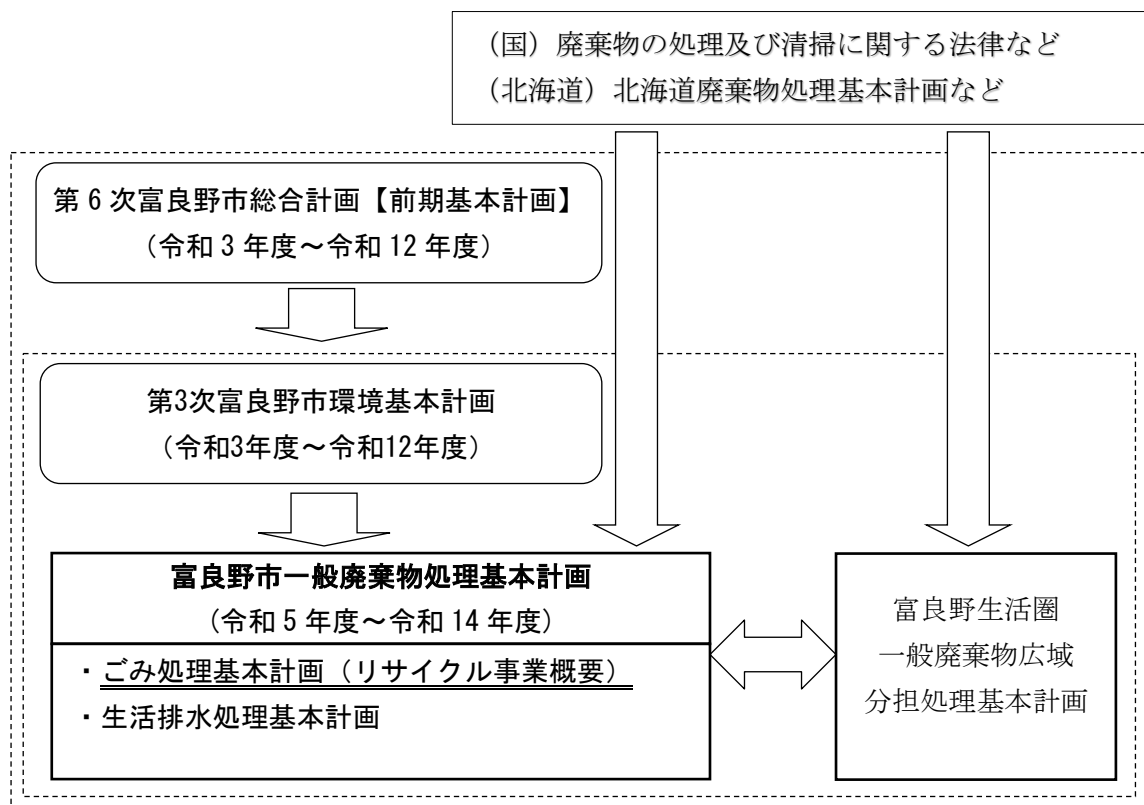


図 1-1 計画の位置づけ

1.3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

社会動向の変化や法制度の改定、富良野市総合計画や関連計画の見直しなど、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行い、各計画と歩調を合わせた効果的な取組みを推進します。

各種計画	R3	R4	R5	R12	R13	R14
第6次富良野市総合計画	○ 計画策定	—————	—————	—————	—————	○	次期	総合計画
一般廃棄物処理(ごみ)基本計画	-----	○ 計画策定	—————	—————	—————	—————	—————	○ 目標年次
広域分担処理基本計画	-----	○ 計画策定	—————	—————	—————	—————	—————	○ 目標年次

図 1-2 計画期間

1.4 計画区域

本計画の計画区域は、本市の行政区域全域とします。

ただし、施策の推進にあたっては、関連法令や適正なごみ処理の観点などから、広域的な取組みも必要不可欠であるため、富良野生活圏の構成自治体(富良野市の他、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の1市3町1村)や各事業所等関係機関と連携・協力を図ることとします。

1.5 基本方針

本計画の基本姿勢や方向性は、前計画の内容を継承することとし、上位計画における施策内容や、これまでの実績の経過等を踏まえ、以下の事項を主な方針として取組みます。

- ◇ 「燃やさない・埋めない」の基本理念を継承し、現行の14種分別による徹底したごみ分別と適正かつ効率的な中間処理、資源化、最終処分の実施により、一層の資源循環と環境負荷低減を推進します。
- ◇ 国の資源循環に向けた各種施策や、人口減少・少子高齢化などの変遷に対応しながら、さらなるごみの減量や資源の節約を実践するとともに、ポイ捨てなど不法投棄対策等の推進を含めた質の高い循環型社会のまちを目指します。
- ◇ ライフスタイルの変化や多様化に応じ、ごみの減量化やリサイクルに対する効果的な普及啓発活動を継続的に実施するとともに、排出者の利便性向上に向けた新たな対策を講じることにより、さらなる市民・事業者の循環型社会への意識の高揚と住民力の活性化に努めます。
- ◇ 近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物循環システムの検討導入を推進し、さらなるリサイクル率向上を目指します。
- ◇ 効果的なごみ発生抑制策をわかりやすく市民に伝え、実践いただくことで、一人一日当たりのごみ排出量の低減に努めます。
- ◇ 大型ごみ等の多様化に対応し、より適正で公平感のある費用負担と、より便利な排出手続きの導入について検討を進めます。
- ◇ 売れ残りや食べ残しなどの食品ロスは、食料を無駄にしているだけでなく、その処理に多額のコストがかかるうえ、環境負荷も大きくなります。市民・事業者の食品ロスへの意識を高めるよう普及啓発を行います。
- ◇ プラスチックは、社会生活のあらゆる場面で利用されており、便利な一方で、ポイ捨てなどによりプラスチックごみが海に流れ出て海洋環境へ悪影響を及ぼしています。こうした背景を踏まえ、プラスチックの適正回収と有効活用を推進します。
- ◇ 本市は、「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、ごみ処理においても脱炭素の取り組みや再生可能エネルギーの活用を検討します。ごみ処理過程における温室効果ガスの主な排出要因である電気使用量と燃料使用量の削減に取り組むとともに、ごみ処理施設の電力に関して太陽光等の再生可能エネルギー導入に向けた取り組みを活性化します。

2 地域の概要

2.1 自然環境

2.1.1 位置・地勢

本市は、上川総合振興局管内の南部に位置し、北緯43度9分24秒～43度24分5秒、東経142度16分17秒～142度40分40秒、東西約32.8km、南北約27.3kmで北海道のほぼ中心にあり富良野盆地の中心都市です。

総面積は、600.71km²で、東方に十勝岳連峰の富良野岳（1,912m）、西方に夕張山地の芦別岳（1,726m）がそびえ、南方には東大演習林（227.16km²）があり、市域の約7割を山林が占めています。

2.1.2 気象

気候は、北海道の内陸部で大雪山系と夕張山系に囲まれた地形のため、典型的な大陸性気候です。気温の日較差や年較差が大きく、夏季には集中豪雨の傾向もみられ、降雪期間は11月中旬から4月上旬までで、積雪深は1メートル内外ですが、山間部では2から3メートルに達します。

アメダスの富良野観測所における気象概要（平年値※）を表 2-1、図 2-1に示します。

表 2-1 富良野観測所の気象概要（平年値※）

月	降水量 (mm)	気温（℃）			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低		
1月	44.3	-8.3	-3.7	-14.4	1.3	64.3
2月	36.5	-7.4	-2.3	-14.0	1.5	78.5
3月	49.8	-2.2	2.7	-7.8	1.9	124
4月	55.4	5.3	10.9	-0.2	2.3	159.9
5月	67.5	12.1	18.4	6.0	2.4	190.5
6月	64.5	16.8	22.9	11.5	2.0	176.8
7月	116.0	20.6	26.2	16.0	1.8	171.8
8月	168.6	20.8	26.3	16.3	1.7	154.9
9月	147.3	16.1	21.9	11.1	1.7	140.2
10月	106.8	9.2	14.9	4.1	1.7	121.9
11月	104.2	2.1	6.4	-2.1	1.7	67.7
12月	71.2	-5.1	-1.2	-10.2	1.5	45.7
年	1,032.1	6.7	12.0	1.4	1.8	1,496.2

※平成2（1990）年～令和2（2020）年の平均値。

出典：アメダス

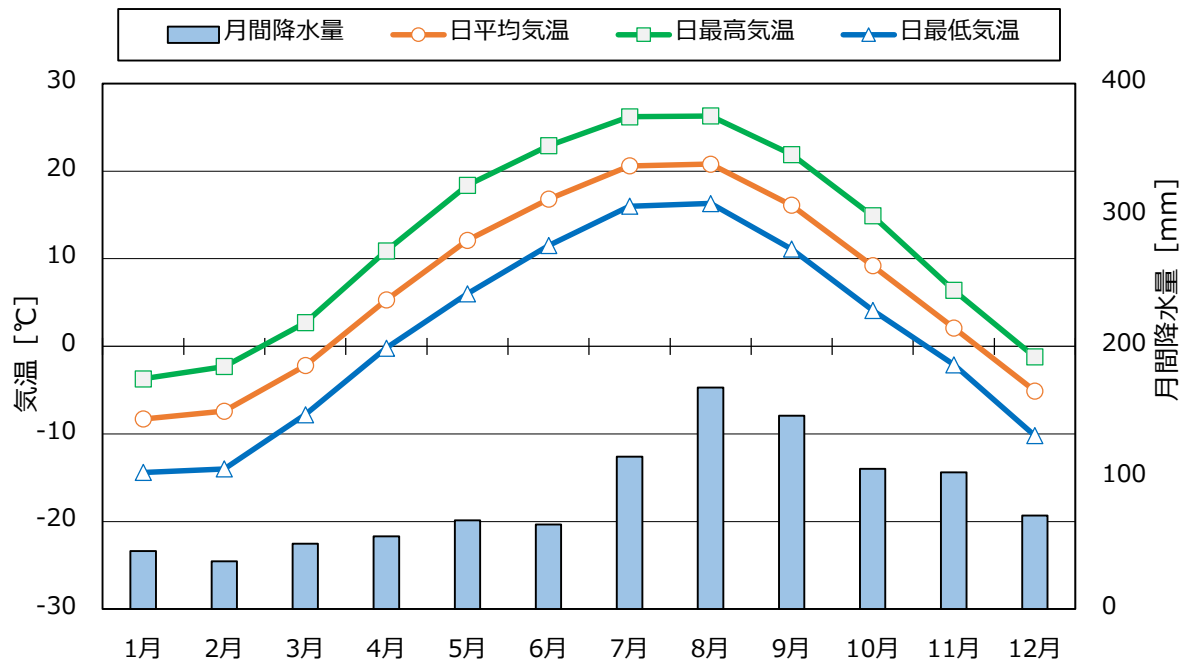


図 2-1 富良野観測所の気象概要 (平年値)

2.2 社会環境

2.2.1 人口・世帯数

本市の昭和25年～令和2年国勢調査における人口と世帯数の推移を以下に示します。

本市の人口は、昭和40年をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口は21,131人となっています。一方、世帯数は概ね増加傾向にありましたが、平成22年度以降は減少し、令和2年の世帯数は9,538世帯となっています。1世帯当たり人口は、年々減少し続けており、令和2年において2.2人/世帯となっています。

表 2-2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	1世帯当たり人口 (人/世帯)
昭和25年	33,520	5,855	5.7
昭和30年	34,833	6,204	5.6
昭和35年	36,516	7,305	5.0
昭和40年	36,627	8,029	4.6
昭和45年	30,876	8,058	3.8
昭和50年	29,155	8,253	3.5
昭和55年	28,499	8,742	3.3
昭和60年	27,876	8,881	3.1
平成2年	26,665	8,961	3.0
平成7年	26,046	9,310	2.8
平成12年	26,112	9,914	2.6
平成17年	25,076	9,989	2.5
平成22年	24,259	10,074	2.4
平成27年	22,936	9,929	2.3
令和2年	21,131	9,538	2.2

出典：国勢調査

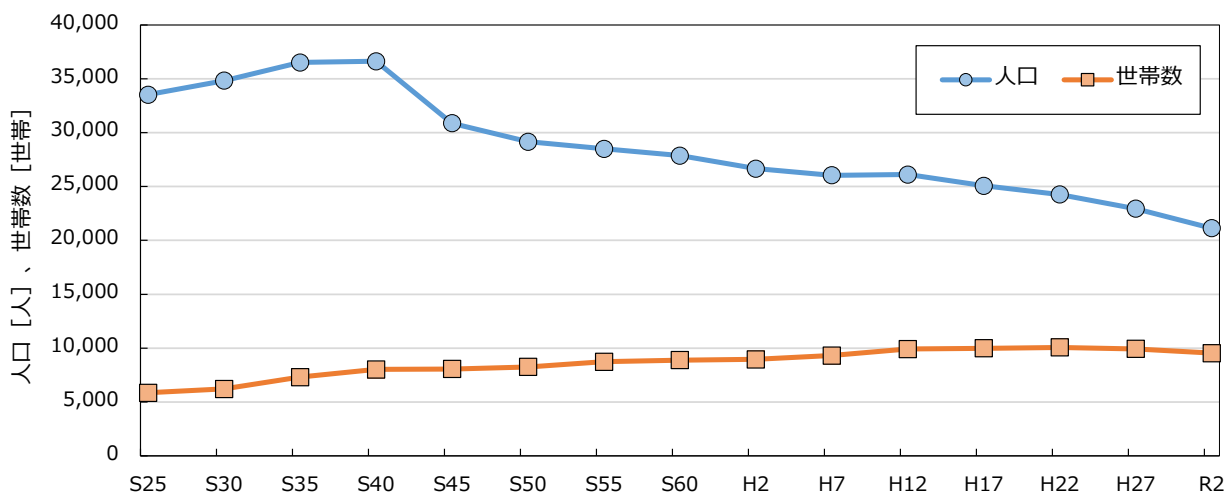


図 2-2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

2.2.2 産業

本市の令和2年国勢調査における産業（大分類）別15歳以上就業者数を以下に示します。

本市の就業者数は、令和2年国勢調査では10,779人で総人口の51.0%となっています。また、その内訳は第1次産業就業者数が2,188人（20.3%）、第2次産業就業者数が1,201人（11.1%）、第3次産業就業者数が7,250人（67.3%）となっており、北海道と比較すると第1次産業の比率が高くなっています。

表 2-3 産業（大分類）別15歳以上就業者数

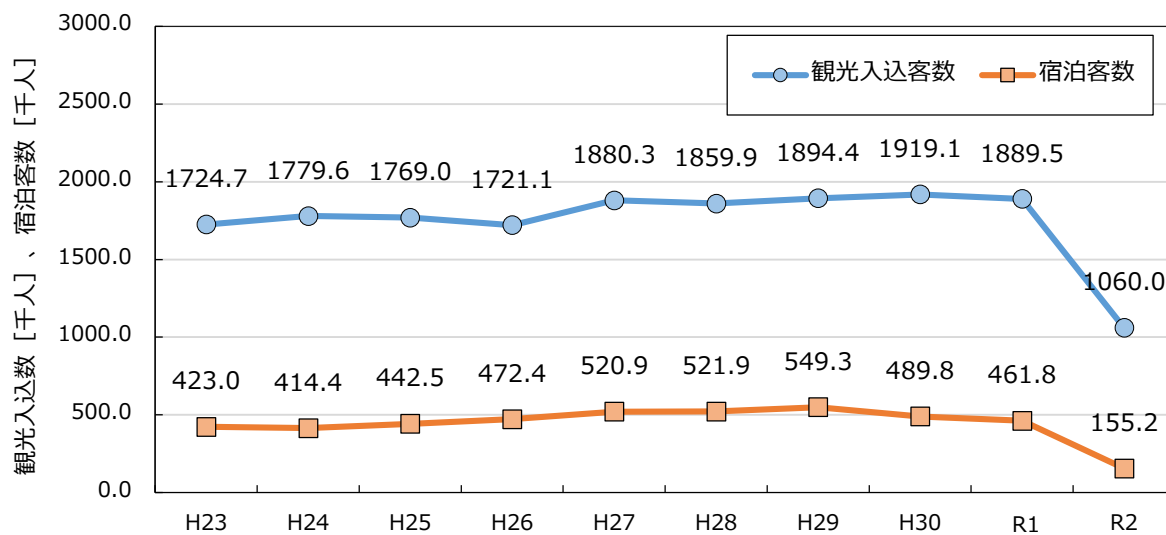
区分	富良野市	
	人口（人）	比率
農業	2,146	19.9%
林業	42	0.4%
漁業	0	0.0%
第1次産業計	2,188	20.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	15	0.1%
建設業	755	7.0%
製造業	431	4.0%
第2次産業計	1,201	11.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	39	0.4%
情報通信業	19	0.2%
運輸業、郵便業	454	4.2%
卸売業、小売業	1,406	13.0%
金融業、保険業	117	1.1%
不動産業、物品賃貸業	115	1.1%
学術研究、専門・技術サービス業	174	1.6%
宿泊業、飲食サービス業	1,032	9.6%
生活関連サービス業、娯楽業	323	3.0%
教育、学習支援業	482	4.5%
医療、福祉	1,532	14.2%
複合サービス事業	307	2.8%
サービス業（他に分類されないもの）	722	6.7%
公務（他に分類されるものを除く）	528	4.9%
第3次産業計	7,250	67.3%
分類不能	140	1.3%
総数	10,779	100.0%

出典：国勢調査

2.2.3 観光

本市の平成 23 年度～令和 2 年度の年間観光入込客数及び宿泊客数の推移を以下に示します。

本市の年間観光入込客数及び宿泊客数は、平成 30 年度まで増加傾向で推移しており、観光入込客数は 190 万人前後、宿泊客数は 50 万人前後となっています。なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルスの影響により大きく減少しています。



出典：北海道観光入込客数報告書

図 2-3 観光入込客数・宿泊客数の推移

3 ごみ処理の現状

本市は、「燃やさない・埋めない」を基本理念に、平成 13 年より 14 種分別を実施し、効率的・効果的なリサイクルに努めてまいりました。また、富良野生活圈 1 市 3 町 1 村及び富良野広域連合により、5 か所の広域分担処理施設を設置して共同処理を実施しています。

令和 4 年度における広域分担処理施設の設置状況を表 3-1 に示します。

表 3-1 広域分担処理施設の設置状況

設置市町村	施設名称	処理品目
富良野市	富良野広域連合環境衛生センター	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥
上富良野町	上富良野町クリーンセンター	衛生用品
中富良野町	富良野生活圈資源回収センター	プラスチック類※、空きびん※、ペットボトル※
南富良野町	南富良野町小動物焼却施設	動物死体
占冠村	占冠村一般廃棄物最終処分場	環境衛生センター不適物、動物死体焼却灰

本市では、独自処理として固形燃料ごみをリサイクルセンターの固形燃料化施設で固形燃料化処理を行っています。リサイクルセンターでは、固形燃料ごみのほか、枝草類、乾電池類、陶磁器・ガラス、大型ごみ・電気製品、新聞・雑誌・段ボール・紙パック、灰を集約し、それぞれ選別保管や手分解等の中間処理を行っています。また、リサイクルの一層の推進のため、平成 30 年度から一部の衛生用品について資源化処理を開始しています。

ごみの広域分担処理としては、生ごみを富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理を行っています。プラスチック類、ペットボトル、空きびんは、中富良野町の富良野生活圈資源回収センターにて資源化処理を行っています。衛生用品は、一部の衛生用品を除き上富良野町のクリーンセンターで焼却処理を行っています。動物死体は南富良野町の小動物焼却施設で焼却処理を行っています。

本市の独自処理と広域処理施策を効果的に推進してきたことにより、非常に高水準のリサイクル率を維持しています。

※広域分担処理として中富良野町の富良野生活圈資源回収センターで資源化処理を行っている、容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装、ガラスびん、およびペットボトルの表記について、本計画中では、下記の名称とします。

- ・プラスチック製容器包装：プラスチック類
- ・ガラスびん：空きびん
- ・ペットボトル：ペットボトル

3.1 ごみ処理フロー

本市における令和3年度のごみ処理フローを示します。

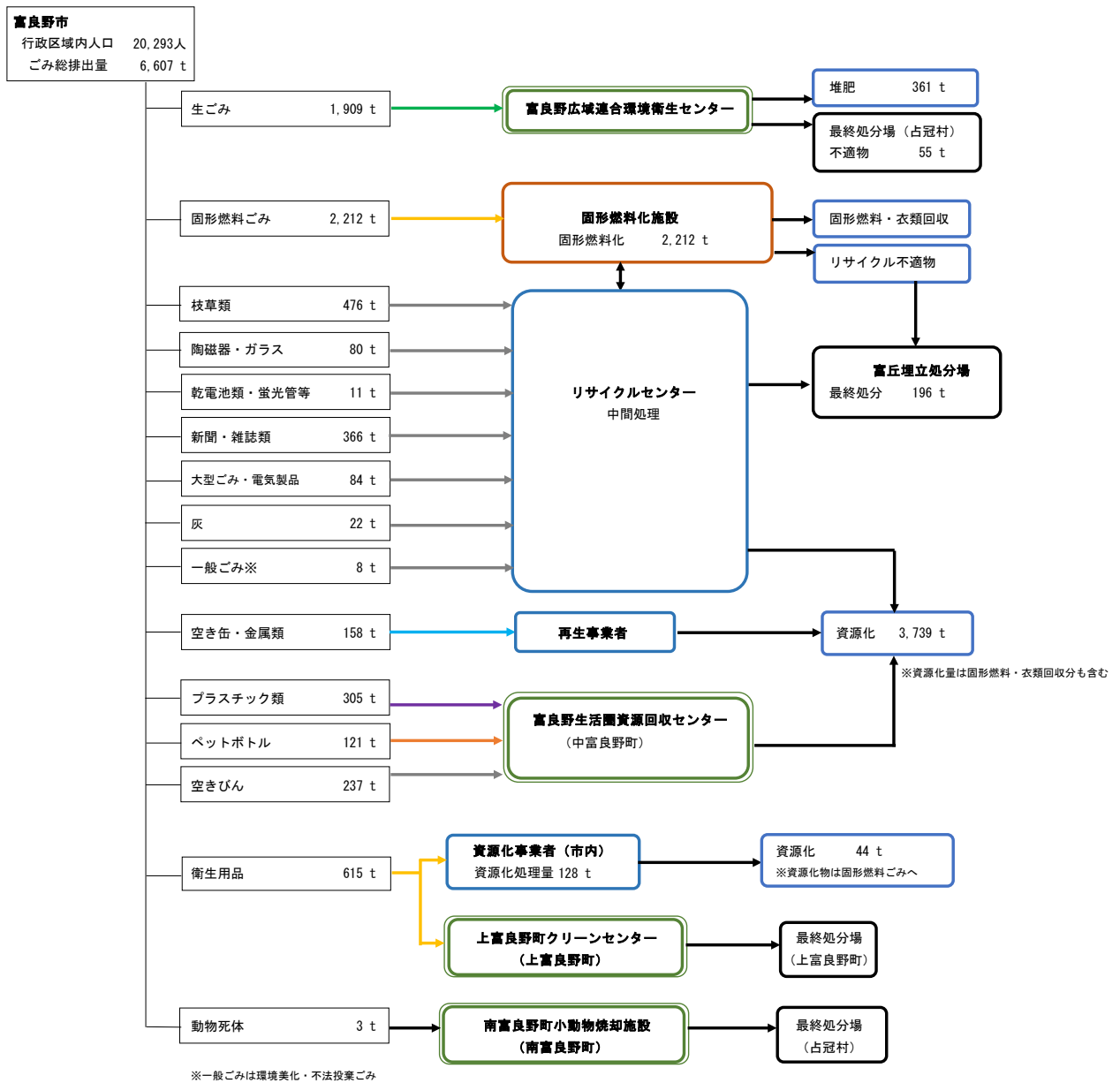


図 3-1 本市のごみ処理フロー (令和3年度)

3.2 ごみ排出量の実績

1) 年間ごみ排出量

過去5年間のごみ排出量の実績を図3-2、その内訳を表3-2に示します。

本市におけるごみ排出量は、減少傾向にあり、令和3年度において6,607t/年となっています。

排出者別で見ると、家庭系ごみは増減を繰り返しながら、若干減少傾向で推移しています。令和3年度は平成29年度と比較して約230t/年減少しています。

事業系ごみは、平成29年度から令和元年度までは約2,300t/年で推移していますが、令和2年度以降減少しています。令和2年度、3年度の事業系ごみ排出量が少ない要因として、新型コロナウイルスによる観光客の減少等の影響が考えられます。

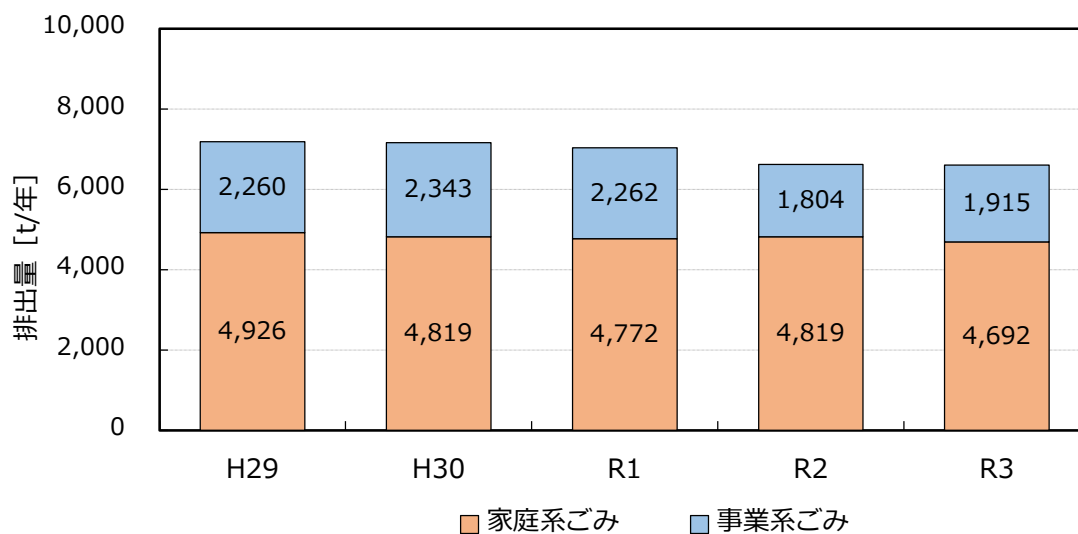


図 3-2 ごみ排出量の実績

表 3-2 ごみ排出量の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
行政区画人口（人）	21,910	21,535	21,230	20,796	20,293	
家庭系ごみ	生ごみ	1,314	1,243	1,259	1,265	1,231
	枝草類	511	492	453	494	476
	固形燃料ごみ	1,493	1,443	1,407	1,422	1,359
	ペットボトル	85	87	87	89	91
	プラスチック類	193	242	256	266	271
	空き缶・金属類	159	157	158	159	158
	空きびん	243	232	226	210	195
	陶磁器・ガラス	78	83	80	76	68
	乾電池類・蛍光灯等	10	12	11	11	11
	新聞・雑誌類	358	346	339	348	366
	大型ごみ・電気製品	71	76	76	88	84
	衛生用品	375	369	377	370	357
	灰	34	36	40	19	22
	動物死体	2	2	2	3	3
計	4,926	4,819	4,772	4,819	4,692	
事業系ごみ	生ごみ	926	967	937	650	678
	固形燃料ごみ	965	979	944	800	857
	ペットボトル	39	39	40	27	30
	プラスチック類	0	28	34	30	35
	空きびん	58	61	55	30	42
	陶磁器・ガラス	11	10	10	11	11
	新聞・雑誌類	3	4	6	5	4
	衛生用品	259	255	235	251	258
	計	2,260	2,343	2,262	1,804	1,915
	ごみ排出量合計	生ごみ	2,240	2,210	2,196	1,915
枝草類		511	492	453	494	476
固形燃料ごみ		2,458	2,422	2,351	2,222	2,212
ペットボトル		124	126	127	116	121
プラスチック類		193	270	291	297	305
空き缶・金属類		159	157	158	159	158
空きびん		301	293	281	240	237
陶磁器・ガラス		89	93	90	88	80
乾電池類・蛍光灯等		10	12	11	11	11
新聞・雑誌類		360	350	345	348	366
大型ごみ・電気製品		71	76	76	88	84
衛生用品		635	624	613	621	615
灰		34	36	40	19	22
動物死体		2	2	3	3	3
計		7,186	7,163	7,034	6,619	6,599
★（一般ごみ）	4	5	5	2	8	
（一般ごみを含めた合計）	7,190	7,167	7,039	6,621	6,607	

※環境美化・不法投棄ごみを「一般ごみ」としています。

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

2) 住民一人一日当たりごみ排出量

過去5年間の一人一日当たりごみ排出量（以下「ごみ排出量原単位」をいいます。）の実績を以下に示します。

家庭系ごみ排出量原単位は、平成29年度から令和元年度はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度以降は令和元年度より約20g/人・日増加しています。

事業系ごみ排出量原単位は、約280g/人・日前後で推移していましたが、令和2年度以降は約240g/人・日前後で推移しています。

令和2年度以降の家庭系ごみ排出量原単位の増加及び事業系ごみ排出量原単位の減少の要因としては、新型コロナウイルスによる在宅勤務や観光客の減少等の影響が考えられます。

表 3-3 ごみ排出量原単位の実績

単位：g/人・日

	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ	生ごみ	164	158	162	167	166
	枝草類	64	63	58	65	64
	固形燃料ごみ	187	184	181	187	184
	ペットボトル	11	11	11	12	12
	プラスチック類	24	31	33	35	37
	空き缶・金属類	20	20	20	21	21
	空きびん	30	29	29	28	26
	陶磁器・ガラス	10	11	10	10	9
	乾電池類・蛍光灯等	1	1	1	1	1
	新聞・雑誌類	45	44	44	46	49
	大型ごみ・電気製品	9	10	10	12	11
	衛生用品	47	47	49	49	48
	灰	4	5	5	2	3
	動物死体	0	0	0	0	0
計	616	613	614	635	633	
事業系ごみ	生ごみ	116	123	121	86	91
	枝草類	0	0	0	0	0
	固形燃料ごみ	121	124	122	105	116
	ペットボトル	5	5	5	3	4
	プラスチック類	0	4	4	4	5
	空きびん	7	8	7	4	6
	陶磁器・ガラス	1	1	1	1	2
	新聞・雑誌類	0	1	1	1	1
	衛生用品	32	32	30	33	35
	計	283	298	291	238	259
ごみ総排出量	生ごみ	280	281	283	252	258
	枝草類	64	63	58	65	64
	固形燃料ごみ	307	308	303	293	299
	ペットボトル	15	16	16	15	16
	プラスチック類	24	34	37	39	41
	空き缶・金属類	20	20	20	21	21
	空きびん	38	37	36	32	32
	陶磁器・ガラス	11	12	12	12	11
	乾電池類・蛍光灯等	1	2	1	1	1
	新聞・雑誌類	45	44	44	46	49
	大型ごみ・電気製品	9	10	10	12	11
	衛生用品	79	79	79	82	83
	灰	4	5	5	2	3
	動物死体	0	0	0	0	0
計	899	911	905	872	891	

※一般ごみは含めていません。

※ごみ排出量原単位(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 行政区内人口(人) ÷ 年間日数(日/年) × 10⁶

3.3 収集運搬

1) ごみの分別区分と排出方法

富良野市では、ごみを表 3-4 のとおり 14 区分としています。

表 3-4 分別区分と排出方法

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度
生ごみ	指定袋	ステーション	週2回
枝草類	枝：紐結束 草：透明袋	ステーション	隔週
固形燃料ごみ	指定袋	ステーション	週1回
ペットボトル	指定袋	ステーション	隔週
プラスチック類	指定袋	ステーション	週1回
空き缶・金属類	空き缶：指定袋 金属類：透明袋	ステーション	隔週
空きびん・陶磁器・ガラス	空きびん：専用ポスト 陶磁器・ガラス：専用回収コンテナ		随時投入
乾電池類・蛍光灯等	乾電池類：回収ボックス 蛍光灯等：袋等へ入れて回収協力店へ		随時
新聞・雑誌類	紐結束	ステーション	隔週
大型ごみ・電気製品	戸別収集		月1回
衛生用品	指定袋	ステーション	週1回
灰	透明袋	ステーション	隔週
動物死体	随時自己搬入		

2) 市で収集しないごみ

市で収集しないごみは、表 3-5 に示すとおりです。

表 3-5 市で収集しないごみ

区分	主なもの	処理方法
廃家電	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン	買い替えの際に販売店に依頼するか、回収業者に依頼
家庭用パソコン	パソコン	パソコンメーカーに回収を依頼、メーカーがわからない時はパソコン3R推進センターへ連絡
危険ごみ	未使用の花火・マッチ、使用済みライター	市役所または支所の窓口
在宅医療ごみ	使用済み注射針など	かかりつけの医療機関へ
処理困難物	オートバイ、消火器、プロパンボンベ、バッテリー、タイヤ、スプリングマットレス、ピアノ、廃油や塗料が入ったままの容器、農業・劇薬など化学薬品	販売店へ相談
事業所ごみ	事業所から出るごみ	許可業者に依頼するか、自ら処理施設に搬入

3.4 中間処理

1) 堆肥化施設

生ごみは富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理を行っています。
環境衛生センターの施設概要と、過去5年間の処理実績を以下に示します。

表 3-6 環境衛生センターの施設概要

施設名称	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	富良野市字上五区
使用開始	平成 15 年 4 月
処理対象品目	し尿・浄化槽汚泥・生ごみ
処理能力	し尿 46kL/日、浄化槽汚泥 14kL/日、生ごみ 22t/日
処理方式	水処理設備 標準脱窒素処理方式+高度処理 堆肥化設備 高速堆肥化処理方式

表 3-7 堆肥化処理の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生ごみ	2,240	2,210	2,196	1,915	1,909
堆肥生成量	351	374	508	397	361
不適物	98	109	90	45	55

2) 固形燃料化処理

本市では、富良野市リサイクルセンター（固形燃料化施設）において固形燃料ごみを対象とした固形燃料化を実施しています。

また、衛生用品の一部は民間施設で資源化処理を行っており、資源化処理したものを受入れて固形燃料化処理を行っています。

富良野市リサイクルセンターの概要と固形燃料ごみの過去5年間の処理実績を表 3-8、表 3-9に示します。

表 3-8 富良野市リサイクルセンター（固形燃料化施設）の概要

施設名称	富良野市リサイクルセンター
所在地	富良野市字山部西 20 線 21 番地
使用開始	昭和 63 年 7 月（平成 14 年 3 月更新）
処理対象品目	紙類、木くず類、布製品、容器包装以外のプラスチック製品など
処理能力	15t/日（6 時間）
処理フロー	投入ホッパ→破袋機→磁選機→手選別→破砕機→磁選機→貯留ホッパ→定量供給装置→成形機（2 台）→計量機→冷却装置、脱臭装置、集塵装置

表 3-9 固形燃料化処理の実績（固形燃料ごみ）

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入	固形燃料ごみ	2,458	2,422	2,351	2,222	2,212
	施設間移動量	31	27	26	23	22
	固形燃料処理量	2,464	2,424	2,345	2,219	2,212
搬出	衣類・布類回収	3	2	2	1	1
	施設間移動量	22	23	29	25	25
	固形燃料（RDF）生成量	2,210	2,310	2,315	2,073	2,016

3) 焼却処理

一部の衛生用品は、上富良野町クリーンセンターで焼却処理を行っています。上富良野町クリーンセンターの施設概要と、過去5年間の処理実績を表 3-10、表 3-11 に示します。

動物死体は、南富良野町の小動物焼却施設で焼却処理を行っています。南富良野町小動物焼却施設の施設概要と、過去5年間の処理実績を表 3-12、表 3-13 に示します。

表 3-10 上富良野町クリーンセンターの概要

施設名称	上富良野町クリーンセンター
所在地	上富良野町 1586 番地
使用開始	平成 11 年 4 月
処理対象品目	可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、蛍光灯、乾電池、粗大ごみ
処理能力	焼却施設 15.0t/日（7.5t/日×2 炉） リサイクル施設 破碎設備 3.7t/5h、資源化設備 1.2 t /5h

表 3-11 上富良野町クリーンセンターにおける焼却処理量の実績

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入	衛生用品※	511	504	498	500	487
	焼却処理量	511	504	498	500	487

※搬入量は資源化処理される衛生用品を除いた量となります。

表 3-12 南富良野町小動物焼却施設の概要

施設名称	南富良野町小動物焼却施設
所在地	南富良野町字幾寅 3315 番地 1
使用開始	昭和 16 年 4 月
処理対象品目	小動物死体
処理能力	150kg/h
排ガス処理方式	再燃焼及び乾式集塵

表 3-13 南富良野町小動物焼却施設における焼却処理量の実績

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入	動物死体	2	2	3	3	3
	焼却処理量	2	2	3	3	3

4) 資源化处理

本市では、プラスチック類、ペットボトル、空きびんを富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）で資源化处理を行っています。それ以外の枝草類、乾電池類、陶磁器・ガラス、大型ごみ・電気製品、新聞・雑誌・段ボール・紙パック、灰を富良野市リサイクルセンターにおいて選別保管や手分解等の中間処理を行っています。また、一部の衛生用品は民間施設にて資源化处理を行っています。

富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）の施設概要と、過去5年間の処理実績を表 3-14、表 3-15に示します。富良野市リサイクルセンターにおける過去5年間の処理実績を表 3-16、民間施設における衛生用品の資源化处理の実績を表 3-17に示します。

表 3-14 富良野生活圏資源回収センターの概要

施設名称	富良野生活圏資源回収センター
所在地	中富良野町字中富良野吉井農場
使用開始	平成 15 年 4 月
処理対象品目	プラスチック類、ペットボトル、空きびん
処理能力	圧縮梱包設備 ペットボトル 300kg/h、プラスチック 760kg/h

表 3-15 富良野生活圏資源回収センターの処理実績（富良野市）

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入	ペットボトル	124	126	127	116	121
	プラスチック類	193	270	291	297	305
	空きびん	301	293	281	240	237
搬出	資源化量	597	670	681	638	649
	施設間移動量	21	19	18	14	14

表 3-16 リサイクルセンターにおける資源化処理実績

単位：t/年

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入	草枝類	511	492	453	494	476
	陶磁器・ガラス	89	93	90	88	80
	乾電池類・蛍光管類	10	12	11	11	11
	新聞・雑誌類	360	350	345	348	366
	大型ごみ・電気製品	71	76	76	88	84
	一般ごみ	4	5	5	2	8
再生業者	空き缶・金属類	159	157	158	159	158
搬出	資源化量	1,088	1,069	1,027	1,077	1,073

表 3-17 衛生用品の資源化処理の実績

単位：t/年

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源化処理量	120	114	121	128
固形燃料（RDF）生成量	41	41	41	44

3.5 最終処分

富良野市では、陶磁器・ガラス残渣、灰、リサイクル不適物を富良野市富丘一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

最終処分場の概要と過去5年間の最終処分の実績を以下に示します。

最終処分場は、平成6年度から埋立を開始しており、令和3年度における残余容量は3,683m³（令和4年度3月末時点）となっています。現状の埋立量から推測すると、令和10年度頃に埋立満了となることが想定されるため、次期一般廃棄物最終処分場の整備の検討を進める必要があります。

表 3-18 最終処分場の概要

施設名称	富丘一般廃棄物最終処分場
所在地	富良野市西富丘
使用開始	平成6年度
処理対象品目	陶磁器・ガラス残渣、灰、リサイクル不適物
埋立容量	20,600m ³
浸出水処理施設	処理方式：回転円板＋凝集沈殿 処理能力：20m ³ /日 放流水質：BOD 20mg/L以下、SS 70mg/L以下

表 3-19 最終処分の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終処分量	254	268	257	186	196

3.6 ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費の推移を表 3-20、図 3-3 に示します。

令和3年度におけるごみ処理経費は444,451千円で、平成29年度に対して約11%増加しています。

また、人口一人当たりの経費を算出すると、令和3年度は21,902円となっており、平成29年度に対して約20%増加しています。ごみ1トン当たりの経費は、令和3年度において67,188円となっており、平成29年度に対して約21%増加しています。

表 3-20 過去5年間のごみ処理経費

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	千円	42,042	36,576	35,749	35,315	30,685
収集運搬費	千円	103,562	105,643	115,433	117,518	119,005
処理費	千円	243,760	252,602	282,896	292,239	284,677
その他	千円	10,298	10,096	10,454	9,963	10,084
経費合計	千円	399,662	404,917	444,533	455,034	444,451
行政区内人口	人	21,910	21,535	21,230	20,796	20,293
人口一人当たり経費	円/人	18,241	18,803	20,939	21,881	21,902
ごみ排出量	トン	7,190	7,167	7,039	6,625	6,615
ごみ1トン当たり経費	円/トン	55,586	56,497	63,153	68,684	67,188

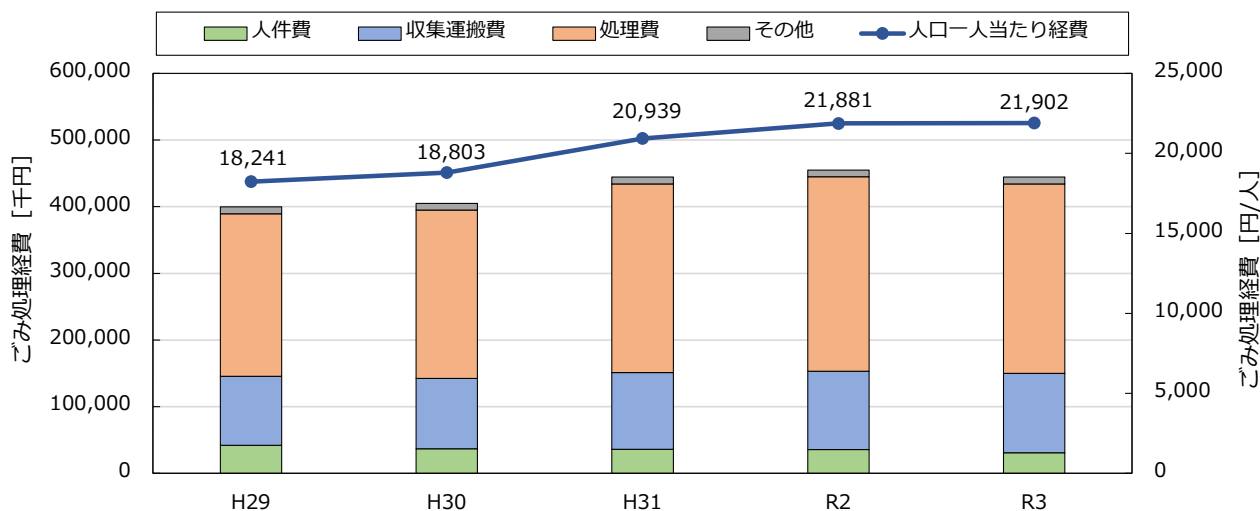


図 3-3 ごみ処理経費の推移

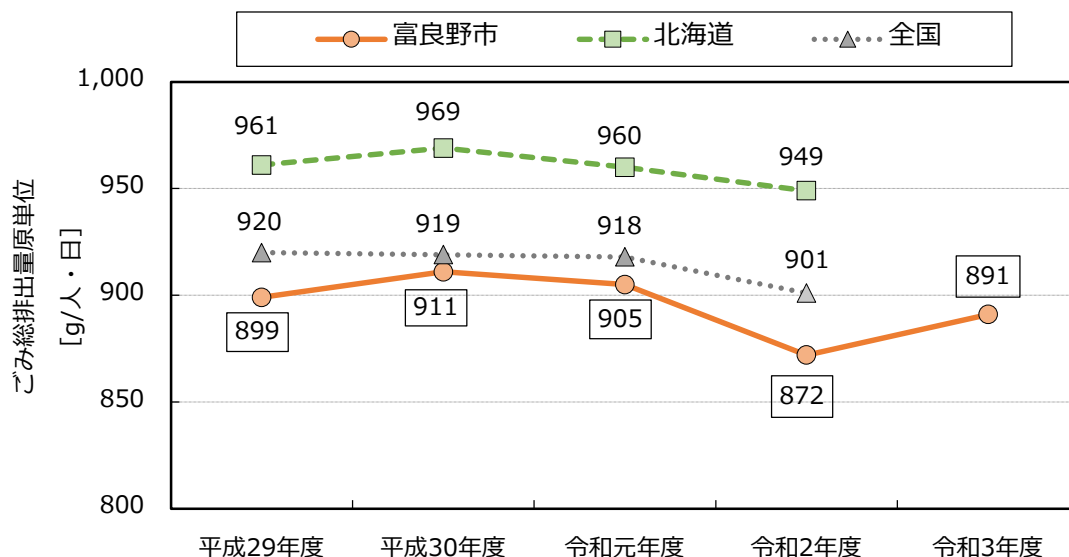
3.7 ごみ処理システムの評価

3.7.1 ごみの排出状況

本市のごみの総排出量原単位及び家庭系ごみ原単位について、北海道と全国を比較した結果を以下に示します。

本市のごみ総排出量原単位は、北海道及び全国よりも少ないレベルで推移しており、令和2年度においては北海道より約80g/人・日、全国よりも約30g/人・日少ない排出量原単位となっています。

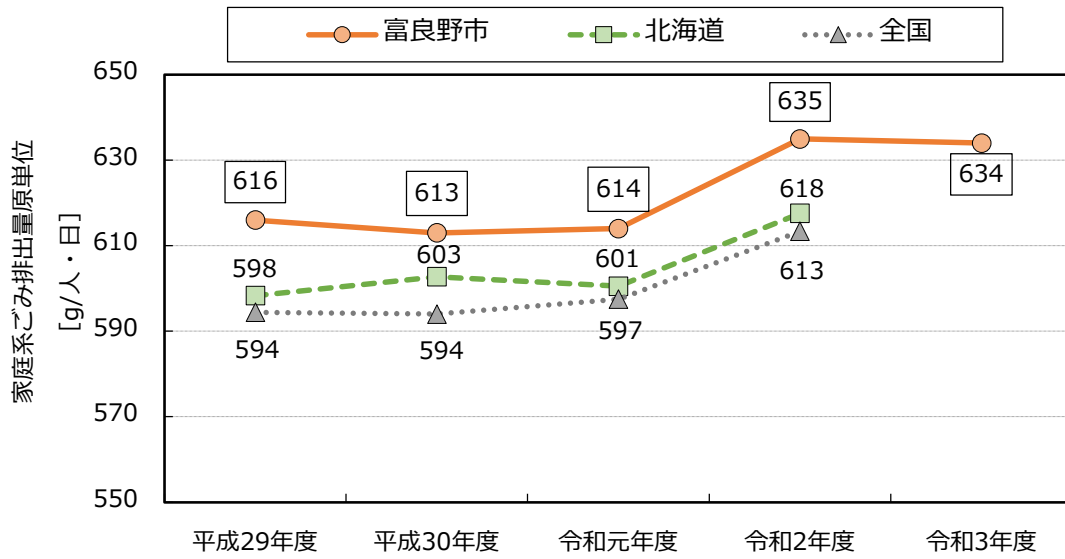
本市のごみ総排出量は、各年で増減していますが、約900g/人・日前後で推移しており、令和3年度では891g/人・日です。



※ごみ総排出量原単位 (g/人・日) = ごみ総排出量 (一般ごみ除く) (t/年) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10⁶
※北海道や全国のごみ総排出量原単位は、集団回収量を含んで算出された数値です。
※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査 (環境省) の数値より算出しており、最新実績値は令和2年度となります。

図 3-4 ごみ総排出量原単位の比較

本市の家庭系ごみ排出量原単位は、北海道及び全国を上回っており、令和2年度においては北海道より約15g/人・日、全国より約20g/人・日多くなっています。



※家庭系ごみ排出量原単位 (g/人・日)

$$= \text{家庭系ごみ排出量 (t/年)} \div \text{計画収集人口 (人)} \div \text{年間日数 (日/年)} \times 10^6$$

※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-5 家庭系ごみ排出量原単位の比較

3.7.2 リサイクル

排出されるごみのうち、資源化される割合をリサイクル率と定義し、リサイクルの状況进行评估します。本市のリサイクル率は、北海道や全国と比較してかなり高い水準にあり、約 60%を維持して推移しています。令和 2 年度において、北海道よりも約 40 ポイント、全国よりも約 44 ポイント高く、道内や全国と比較しても再資源化・再生利用の取組が進んでいると言えます。

表 3-21 リサイクル率の実績

単位：t/年

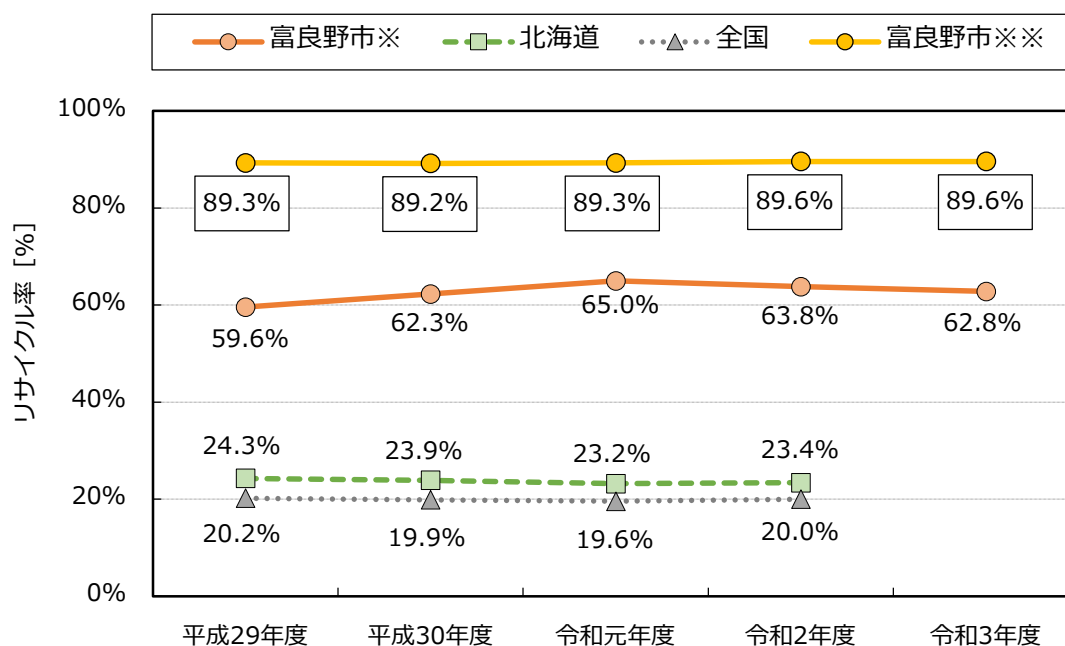
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量	7,190	7,167	7,039	6,621	6,607
資源化量	4,286	4,464	4,572	4,226	4,143
リサイクル率 (環境省)※	59.6%	62.3%	65.0%	63.8%	62.8%
リサイクル率 (富良野市)※※	89.3%	89.2%	89.3%	89.6%	89.6%

※環境省によるリサイクル率の定義方法により算出しています。

リサイクル率＝資源化量（直接資源化量と中間処理後再生利用量の合計）÷ごみ総排出量（一般ごみを含む）

※※富良野市独自のリサイクル率の定義方法により算出しています。

リサイクル率＝資源化量（ごみ総排出量－焼却処理量－最終処分量）÷ごみ総排出量（一般ごみを含む）



※環境省による定義方法で算出したリサイクル率です。

※※富良野市独自の定義方法により算出したリサイクル率です。

※※※北海道及び全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-6 リサイクル率の比較

3.7.3 最終処分

排出されるごみのうち、最終処分される割合を最終処分率と定義します。

本市の最終処分率は、北海道や全国に比べて低い水準であり、令和2年度では北海道よりも約14ポイント、全国よりも約6ポイント低くなっています。

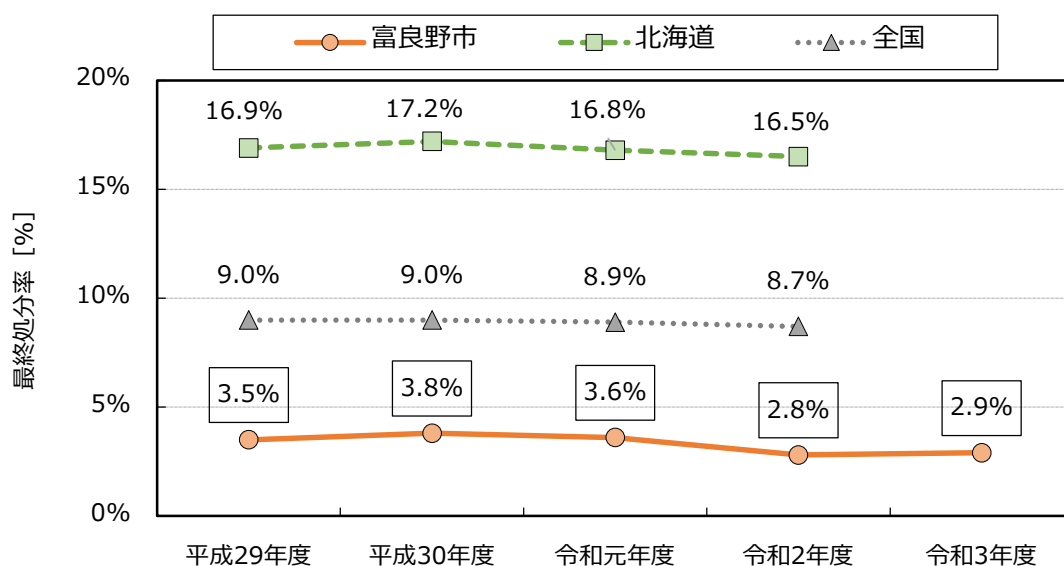
過去5年間の最終処分率は、概ね3%前後で推移しており、令和3年度における最終処分率は2.9%となっています。

表 3-22 最終処分量の実績

単位：t/年

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量	7,190	7,167	7,039	6,621	6,607
最終処分量	254	268	257	186	196
最終処分率	3.5%	3.7%	3.7%	2.8%	3.0%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（一般ごみを含む）



※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（一般ごみを含む）

※北海道平均及び全国平均は一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値より算出しており、令和3年度値は現時点で公表されていません。

図 3-7 最終処分率の比較

3.7.4 ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に基づいて、ごみ処理に係る電気使用量や化石燃料使用量等から、本市の令和3年度におけるごみ処理による温室効果ガスの排出量を試算しました。

本市のごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で一人一日当たり約0.05kg-CO₂と試算されます。ごみの中間処理に伴う施設の電気使用や燃料使用による排出が全体の約6割を占めており、その他に収集運搬時の燃料使用による二酸化炭素の排出が多くなっています。近年では、原子力発電所の長期停止等の影響により火力発電所の高稼働が続いているため、電気使用による温室効果ガスの排出量が増加している状況です。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは2020（令和2年）年度で2,0186万t-CO₂※と報告されており、これを国民一人一日当たりには換算すると0.436kg-CO₂です。本市のごみ処理による温室効果ガス排出量は、全国よりも少なく、温室効果ガス排出負荷の低いごみ処理システムであると言えます。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2022年）独立行政法人国立環境研究所

表 3-23 令和3年度の温室効果ガス排出状況

区分		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量(CO ₂ 換算)
収集	燃料使用	CO ₂	149,659.1 kg-CO ₂ /年	1	149,659.1 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	CH ₄	3.5 kg-CH ₄ /年	25	87.5 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	N ₂ O	3.6 kg-N ₂ O/年	298	1,072.8 kg-CO ₂ /年
	HFC使用エアコン	HFC-134a	0.4 kg-HFC/年	1,430	572.0 kg-CO ₂ /年
中間処理	燃料使用	CO ₂	16,191.8 kg-CO ₂ /年	1	16,191.8 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	178,247.5 kg-CO ₂ /年	1	178,247.5 kg-CO ₂ /年
	一般廃棄物の焼却	CH ₄	0.0 kg-CH ₄ /年	25	0.0 kg-CO ₂ /年
	一般廃棄物の焼却	N ₂ O	0.0 kg-N ₂ O/年	298	0.0 kg-CO ₂ /年
	廃プラスチックの焼却	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	作業用車両燃料使用	CO ₂	12,734.3 kg-CO ₂ /年	1	12,734.3 kg-CO ₂ /年
	作業用車両電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
最終処分	燃料使用	CO ₂	423.2 kg-CO ₂ /年	1	423.2 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	1,834.1 kg-CO ₂ /年	1	1,834.1 kg-CO ₂ /年
	直接埋立	CH ₄	0.0 kg-CH ₄ /年	25	0.0 kg-CO ₂ /年
	作業用車両燃料使用	CO ₂	3,407.0 kg-CO ₂ /年	1	3,407.0 kg-CO ₂ /年
	作業用車両電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量合計					364,229.3 kg-CO ₂ /年
人口	計画収集人口	人			20,293 人
人口一人1年当たり温室効果ガス排出量					17.95 kg-CO ₂ /人・年
人口一人1日当たり温室効果ガス排出量					0.05 kg-CO ₂ /人・日
人口一人1日当たり温室効果ガス排出量（全国）					0.44 kg-CO ₂ /人・日

3.8 ごみ処理の課題

1) ごみ排出抑制の推進

本市のごみ排出量原単位は、北海道や全国の値よりも低い水準で推移しています。しかし、家庭系ごみ排出量原単位で見ると、北海道や全国よりもごみ排出量が多い状況になっています。市民のごみ排出削減に関する意識を高め、今後のごみ排出量の削減に向けた取組の推進が必要です。

2) 適切な中間処理の検討

① 固形燃料ごみの処理

本市のごみ処理システムの柱である固形燃料化施設は、使用開始から約20年が経過し、今後も安定した処理を維持するためには施設更新が必要な時期に差し掛かっているといえます。

施設更新にあたっては、容器包装以外のプラスチックについて適正回収と有効活用を検討しながら施設整備を検討します。

② 枝草類の処理

枝草類は、リサイクルセンターにて堆肥化処理を行っていますが、小枝等の混入により農地への散布が容易でないことから安定処理に課題が生じています。今後は安定かつ持続的な処理が可能な枝草類の処理方法について検討していく必要があります。

③ 衛生用品の処理

現在、衛生用品の一部は資源化処理を行っていますが、衛生的な処理には課題があります。こうした課題の解決に向けた検討が必要です。

3) 最終処分の検討

最終処分場の計画埋立期間は、当初10年間（平成6年～平成15年度）としていましたが、リサイクル推進による埋立量の激減もあり、埋立期間を延長してきました。

しかし、現在の処分場は本計画の計画期間中である令和10年度頃に埋立満了となることが想定されます。

最終処分場に埋立処分するものは、中間処理の方法に関連することから、中間処理施設の整備計画と整合を図りながら新最終処分場の整備を進めていく必要があります。

4 ごみ排出量の見込み

今後のごみ処理施策を検討する上で、ごみの排出量の予測は重要な要素です。ごみの排出量の推計には、過去 5 年間の実績データを基に推移を検討し、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に区分して総排出量を推計します。

4.1 人口推計

本市の将来の行政区域内人口は、「第6次富良野市総合計画【前期基本計画】」（令和2年4月策定）における人口ビジョンの将来人口を採用するものとします。なお、人口ビジョンの人口は、5年ごとに推計されているため、その間は直線補間して算出します。

表 4-1 将来の行政区域内人口

	将来人口（人）
令和4年度	20,237
令和5年度	20,181
令和6年度	20,125
令和7年度	20,069
令和8年度	19,775
令和9年度	19,481
令和10年度	19,188
令和11年度	18,894
令和12年度	18,600
令和13年度	18,309
令和14年度	18,018

※人口ビジョン値は太字で記載しています。

4.2 家庭系ごみ排出量の見込み

家庭系ごみの排出量は、家庭系ごみ排出量原単位の見込みに推計した将来人口を乗じて推計します。家庭系ごみ排出量原単位の見込みは、過去の実績推移を勘案して設定することとし、本計画では過去5年間の平均値と設定します。

家庭系ごみのごみ区分別の排出量は、家庭系ごみ排出量に過去5年間の区分別割合の平均値を乗じて算出します。

表 4-2 過去5年間の家庭系ごみ排出量実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口	人	21,910	21,535	21,230	20,796	20,293
家庭系ごみ排出量	t/年	4,926	4,819	4,772	4,819	4,692
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	616	613	614	635	634

家庭系ごみ排出量の見込み (t/年)

$$= \text{家庭系ごみ排出量原単位の見込み (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

※家庭系ごみ排出量原単位：過去5年間の平均値（622g/人・日）で設定

※家庭系ごみ排出量のごみ区分別割合：過去5年間の平均値で設定

4.3 事業系ごみ排出量の見込み

事業系ごみの排出量は、事業系ごみ排出量原単位の見込みに推計した将来人口を乗じて推計します。事業系ごみ排出量原単位の見込みは、過去の実績推移を勘案して設定することとし、本計画では過去5年間の平均値と設定します。

事業系ごみのごみ区分別の排出量は、事業系ごみ排出量に過去5年間の区分別割合の平均値を乗じて算出します。

表 4-3 過去5年間の事業系ごみ排出量実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口	人	21,910	21,535	21,230	20,796	20,293
事業系ごみ排出量	t/年	2,260	2,343	2,262	1,804	1,915
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	283	298	291	238	259

事業系ごみ排出量の見込み (t/年)

$$= \text{事業系ごみ排出量原単位の見込み (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

※事業系ごみ排出量原単位：過去5年間の平均値（274g/人・日）で設定

※事業系ごみ排出量のごみ区分別割合：過去5年間の平均値で設定

4.4 ごみ排出量の見込み

前項で整理した家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の見込みを整理します。

令和4年度以降、目標年次までごみ総排出量原単位は896g/人・日で推移し、人口減少とともにごみ排出量も減少します。目標年次において、一般ごみを含めたごみ総排出量は5,897t/年と推計されます。

表 4-4 ごみ排出量の見込み

(単位：t/年)

	単位	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
行政区域内人口	人	20,237	20,181	20,125	20,069	19,775	19,481	19,188	18,894	18,600	18,309	18,018	
家庭系ごみ排出量	t/年	4,594	4,594	4,569	4,556	4,490	4,435	4,356	4,290	4,223	4,168	4,091	
事業系ごみ排出量	t/年	2,024	2,024	2,013	2,007	1,978	1,954	1,919	1,890	1,860	1,836	1,802	
ごみ総排出量	t/年	6,618	6,618	6,582	6,563	6,468	6,389	6,275	6,180	6,083	6,004	5,893	
ごみ総排出量原単位	g/人・日	896	896	896	896	896	896	896	896	896	896	896	
区 分 別 内 訳	生ごみ	t/年	1,997	1,997	1,987	1,981	1,952	1,928	1,894	1,865	1,836	1,812	1,779
	枝草類	t/年	464	464	461	460	453	448	440	433	427	421	413
	固形燃料ごみ	t/年	2,239	2,239	2,228	2,221	2,188	2,163	2,123	2,091	2,059	2,031	1,993
	ペットボトル	t/年	117	117	116	116	115	113	111	109	108	106	105
	プラスチック類	t/年	258	258	257	256	253	249	245	242	237	235	231
	空き缶・金属類	t/年	152	152	151	150	148	146	144	142	139	138	135
	空きびん	t/年	258	258	256	256	252	249	244	240	237	234	229
	陶磁器・ガラス	t/年	84	84	83	83	82	81	80	78	77	76	74
	乾電池類・蛍光管等	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
	新聞・雑誌類	t/年	339	339	338	337	332	328	322	317	312	308	303
	大型ごみ・電気製品	t/年	74	74	73	73	72	71	70	69	68	67	65
	衛生用品	t/年	597	597	594	592	583	575	565	557	548	541	531
	灰	t/年	28	28	27	27	27	27	26	26	25	25	25
	動物死体	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	計	t/年	6,618	6,618	6,582	6,563	6,468	6,389	6,275	6,180	6,083	6,004	5,893
★一般ごみ	t/年	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	
(一般ごみを含めた合計)	t/年	6,623	6,623	6,587	6,568	6,473	6,393	6,279	6,184	6,087	6,008	5,897	

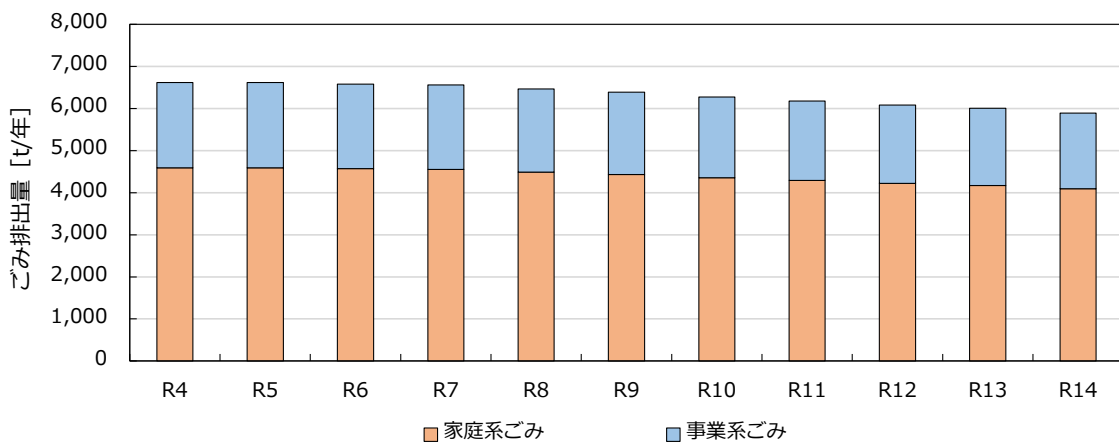


図 4-1 ごみ排出量の推移

4.5 ごみ処理量の見込み

ごみ排出量の見込みを踏まえ、ごみ処理量の見込みを算出します。

1) 堆肥化処理量

生ごみの堆肥化処理量の見込みを以下に示します。

生成した堆肥は、希望される方に有機肥料として販売します。不適物は、占冠村の一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

表 4-5 堆肥化処理量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	生ごみ	1,997	1,928	1,779
搬出	不適物	62	60	55
	堆肥	418	403	372

2) 固形燃料化処理量

固形燃料ごみは固形燃料化処理を行います。衛生用品の一部については、民間事業者で資源化処理したものを受入れ、固形燃料化処理を行います。固形燃料化処理量の見込みを以下に示します。

表 4-6 固形燃料化処理量の見込み（固形燃料ごみ）

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	固形燃料ごみ	2,239	2,163	1,993
	施設間移動量	24	24	22
	固形燃料化処理量	2,236	2,161	1,991
搬出	施設間移動量	27	26	24
	固形燃料（RDF）生成量	2,093	2,023	1,864

3) 焼却処理量

衛生用品は、当面、上富良野町のクリーンセンターで焼却処理を行います。

動物死体は、南富良野町小動物焼却施設で焼却処理を行います。

衛生用品の焼却処理量の見込みを表 4-7、動物死体の焼却処理量の見込みを表 4-8 に示します。

表 4-7 上富良野町クリーンセンターにおける焼却処理量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	衛生用品※	481	463	427
	焼却処理量	481	463	427

※搬入量は資源化処理される衛生用品を除いた量となります。

表 4-8 南富良野町小動物焼却施設における焼却処理量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	動物死体	2	2	2
	焼却処理量	2	2	2

4) 資源化処理量

プラスチック類、ペットボトル、空きびんについては、引き続き中富良野町の富良野生活圏資源回収センターで資源化処理を行います。枝草類、空き缶・金属類、陶磁器・ガラス、乾電池・蛍光管類、新聞・雑誌類、大型ごみ・電気製品、一般ごみは、リサイクルセンターに搬入し、選別したうえで資源化処理を行います。一部の衛生用品は、民間施設にて資源化処理を行います。

富良野生活圏資源回収センターにおける資源化処理量を表 4-9、リサイクルセンターにおける資源化量の見込みを表 4-10、衛生用品の資源化量の見込みを表 4-11 に示します。

表 4-9 富良野生活圏資源回収センターにおける資源化量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	プラスチック類	258	249	231
	ペットボトル	117	113	105
	空きびん	258	249	229
	搬入量合計	633	611	565
搬出	施設間移動量	14	14	12
	資源化量	619	597	553

表 4-10 リサイクルセンターにおける資源化量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	枝草類	464	448	413
	空き缶・金属類	152	146	135
	陶磁器・ガラス	84	81	74
	乾電池類・蛍光管等	9	9	8
	新聞・雑誌類	339	328	303
	大型ごみ・電気製品	74	71	65
	一般ごみ	5	4	4
	搬入量合計	1,127	1,087	1,002
搬出	資源化量	1,019	983	907

表 4-11 衛生用品の資源化処理量の見込み

単位：t/年

区分	令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
資源化処理量	116	112	104
固形燃料(RDF)生成量	40	39	36

5) 最終処分量

埋立対象物は、固形燃料ボイラーから発生する灰、陶磁器・ガラス、リサイクル不適物となります。

最終処分量の見込みを表 4-12 に示します。

表 4-12 最終処分量の見込み

単位：t/年

区分		令和4年度 (計画策定)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (目標年次)
搬入	灰	28	27	25
	陶磁器・ガラス	84	81	74
	リサイクル不適物	148	142	129
	最終処分量	260	250	228

5 ごみ処理計画

5.1 ごみ排出抑制・資源化計画

1) 住民・事業者・行政の取り組み

本計画の基本方針を推進していくためには、住民・事業者・行政が協働してごみや脱炭素に関する諸問題に取り組み、それぞれが身近なところから取り組みを実践することが必要です。

各主体に求められる役割と具体的な取り組みを示します。

(1) 住民の役割と取り組み

住民は、ごみの排出者であるという自覚・責任を持ち、自らの生活様式を見直し、ごみ排出抑制やリサイクルに努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型のまちづくりを推進する取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

- ◇ 環境にやさしいライフスタイルを積極的に取り入れ、ごみを出さない工夫をします。
- ◇ ものをできる限り長く大切に使い、使い捨て商品は購入を自粛します。
- ◇ リユース商品やリース・レンタル商品を活用します。
- ◇ マイバッグの持参や過剰包装の辞退により、レジ袋等のごみを削減します。
- ◇ 食べ残しや廃棄食品の発生抑制に努め、食品ロスを削減します。
- ◇ ごみの適正排出を徹底します。
- ◇ ごみ出しのルールを守り、ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- ◇ 商品購入時には、容器や包装の少ないものを選ぶとともに、弁当・惣菜等を購入する際には不要なフォーク・スプーンをもらわないなど、プラスチック製品の排出抑制に努めます。
- ◇ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切り、省エネに努めます。

(2) 事業者の役割と取り組み

事業者は、事業活動に伴って生じるごみについて、排出抑制に努めたうえで自らの責任において適正に処理する必要があります。また、生産・製造・サービス提供などあらゆる過程において、製品やサービスがごみとならないよう配慮することが求められます。

- ◇ 過剰包装を抑制し、包装は最低限にします。
- ◇ 使い捨て製品の製造販売は抑制し、詰め替え製品の販売促進に努めます。
- ◇ 再生利用が可能な商品の販売に努めます。
- ◇ 商品がごみとなった場合に、その処理が困難とならないように努めます。
- ◇ 回収ボックス等を設置し、店頭回収等の自主回収を行います。
- ◇ 段ボール、発泡スチロールトレイ等を多く発生する事業者は、積極的にそのリサイクルを図るようにします。
- ◇ 食品を必要以上に作りすぎないように努め、食品ロスを削減します。
- ◇ プラスチック製容器から紙製容器への切り替えなどプラスチック製品の使用を減らします。
- ◇ 両面印刷や裏面コピーなど、印刷用紙の削減に努めます。

(3) 行政の役割と取り組み

市は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別徹底の啓発、ごみの適正処理を推進します。また、住民や事業者がごみ排出抑制やリサイクルに向けた行動を円滑に行えるよう、情報提供などによる啓発や自主・自発的活動の促進に努め、住民・事業者との共同による循環型のまちづくりに積極的に取り組みます。

- ◇ 住民・事業者・行政の役割を明確にし、ごみの排出抑制・リサイクルに関する施策の推進に努めます。
- ◇ 率先してごみ排出抑制・リサイクル、再生品の利用に取り組みます。
- ◇ 学校教育関係者と連携し、リサイクルセンターの処理施設の見学等、小中学校におけるごみに関する学習機会を確保し、環境教育や普及啓発の充実を図ります。
- ◇ 町内会等との連携を図り、ポイ捨てや不法投棄の防止に努め、地域環境美化運動を積極的に取り組みます。
- ◇ 住民や事業者の自主的な活動を支援するため、住民や事業者が行うごみ排出抑制や資源化の取り組みについて情報提供を行います。
- ◇ ごみ排出者の利便性を向上させ、ごみの適正処理と不法投棄防止を図るため、粗大ごみ処理券の取扱い手法の改善について検討を行います。
- ◇ 分別水準の維持及び中間処理等における効率性と、分別排出時の効率性や取扱いやすさとのバランスを検討し、最適化を図ります。
- ◇ 富良野市廃棄物減量推進審議会での議論をはじめ、広く廃棄物処理に関する情報収集を行い、適切かつ効率的な処理方策について検討を行います。
- ◇ 行政区域内から発生するプラスチックの資源化について、より効率的な再商品化する仕組みの導入について検討します。
- ◇ 脱炭素の取り組みの一環として、庁内の省エネルギーや節電などの取り組みを定着させます。
- ◇ ごみ処理施設における設備の運用方法を見直し、省エネルギー化の取り組みを推進します。
- ◇ ペーパーレス化を推進し、コピー用紙使用量の削減に取り組みます。
- ◇ 観光地や宿泊施設において、啓発ポスター・ちらしなどにより、観光客へのごみ分別の徹底・ごみ捨てマナーについて普及啓発を行います。

5.2 収集・運搬計画

1) 収集運搬の基本方針

現行の収集運搬体制を基本とし、今後もリサイクルを推進するための分別収集を継続します。

現在固形燃料ごみとして分別収集している容器包装以外のプラスチックについて、プラスチック資源循環法に基づき分別収集を検討します。

2) 収集運搬の範囲

収集運搬する区域は、富良野市の行政区域内を対象とします。

収集運搬するごみの種類は、家庭から排出されるごみを対象とします。事業所等から排出されるごみは、施設に直接搬入するか、許可業者に委託することを原則とします。

3) ごみの分別区分と収集方法

ごみの分別区分は、現状と同じ 14 区分とします。収集方法は、ステーション方式と戸別収集とします。なお、ごみ排出量の変化、ごみの分別やごみ処理体制の変更に伴い、見直しの必要が生じた場合は適宜検討を行い、適切かつ効率的な収集運搬体制の確保、市民サービスの維持・向上に努めます。

表 5-1 分別区分と収集方法

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度
生ごみ	指定袋	ステーション	週2回
枝草類	枝：紐結束 草：透明袋	ステーション	隔週
固形燃料ごみ	指定袋	ステーション	週1回
ペットボトル	指定袋	ステーション	隔週
プラスチック類	指定袋	ステーション	週1回
空き缶・金属類	空き缶：指定袋 金属類：透明袋	ステーション	隔週
空きびん・陶磁器・ガラス	空きびん：専用ポスト 陶磁器・ガラス：専用回収コンテナ		随時投入
乾電池類・蛍光灯等	乾電池類：回収ボックス 蛍光灯等：袋等へ入れて回収協力店へ		随時
新聞・雑誌類	紐結束	ステーション	隔週
大型ごみ・電気製品	戸別収集		月1回
衛生用品	指定袋	ステーション	週1回
灰	透明袋	ステーション	隔週
動物死体	随時自己搬入		
処理困難物	基本的に販売店で引き取り		

4) 収集運搬の実施主体

家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託により行います。

5) 自己搬入ごみの取扱い

個人又は事業者が自ら持ち込む場合、ごみ収集時と同様の排出方法にて受け入れます。

5.3 中間処理計画

1) 中間処理の基本方針

中間処理の主な目的は、「廃棄物を資源として循環利用するために分別を行うこと」、「循環利用できない廃棄物は、焼却処理を含む安全な処理により安定した状態に変化させること」であると考えます。本市においては、「燃やさない・埋めない」を基本理念とし、今後も適正かつ効率的な中間処理に取り組むことで、処理残渣の再資源化と廃棄物の減量化を図り、環境負荷低減を推進していきます。

2) 固形燃料化処理

固形燃料化は、本市のごみ処理における柱であることから、引き続き固形燃料化処理を継続します。現在の固形燃料化施設は、供用開始から20年以上が経過していることから、今後も安定した処理を継続するため施設更新について検討します。

3) 資源化処理

現在のごみの分別区分を継続し、引き続き資源化処理を行います。搬入されたごみは、必要に応じて手分解や手選別を行い、資源物を回収して資源化処理を推進します。

プラスチック類、ペットボトル、空きびんは中富良野町の富良野生活圏資源回収センターにて資源化処理を行います。

また、令和4年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、容器包装以外のプラスチックの資源化に向けて検討を行います。

4) 堆肥化処理

生ごみは富良野広域連合環境衛生センターにて、富良野市を含めた富良野生活圏（上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）から排出される生ごみを堆肥化処理します。

生産した堆肥は、有機肥料として希望される方へ販売します。

5) 広域分担処理

引き続き、本市独自のごみ処理に加え、広域分担処理を継続して取り組みます。

富良野生活圏一般廃棄物分担処理基本計画を踏まえ、関係市町村と連携・協議しながら、広域分担処理施設の設置や、固形燃料化施設の共同利用について検討します。

6) 新たな資源化処理の推進

基本理念を実現するため、衛生用品の全量資源化処理や、枝草類の安定した処理及び実証に取り組むなど、より適切で安定的な資源化処理の取り組みを推進します。

5.4 最終処分計画

1) 最終処分の基本方針

最終処分場の管理・運営を適切に行っていきます。埋立状況を踏まえ、新たな最終処分場の整備を検討します。

2) 最終処分

陶磁器・ガラス、固形燃料ボイラーから発生する灰、リサイクル不適物を埋立処分します。

3) 最終処分場整備計画

現在の最終処分場は、近年の埋立状況から推測すると、令和 10 年度頃に埋立満了となることが想定されるため、次期一般廃棄物最終処分場の整備の検討を進めます。

新たな最終処分場は、現処分場が拡張を想定した計画となっていることから、同敷地内に建設を予定します。関係法令等を遵守し、周辺環境への影響を考慮し、処分場整備について検討を進めていきます。

5.5 その他計画

1) 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりでなく、人と野生動物が共存していくバランスを崩す行為です。ごみの不法投棄やポイ捨てにより、ごみを漁りに動物が誘引されて人里に現れることが多くなるうえ、周囲にごみが散らばり、環境美化や自然環境の保全に悪影響を与えます。

不法投棄やポイ捨て禁止看板の設置や広報誌等による周知・啓発を継続して行うとともに、地域住民や関係機関と連携を図り、不法投棄の防止に取り組めます。巡回パトロールの実施など、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制の強化を検討します。

合わせて、観光客や滞在者に対する普及啓発も実施します。

2) 災害廃棄物への対応

近年、大規模災害が多く発生しており、平成 28 年 8 月豪雨では、富良野地区でも大きな被害を受けました。こうした状況を踏まえ、本市では令和 3 年度に災害廃棄物処理計画を策定しています。災害廃棄物の処理は、平時のごみ処理にも関わることから、研修会等に参加し災害への対応力向上を図ります。

3) 適正処理困難物への対応

本市では処理できない適正処理困難物については、排出者の責任において販売店・取扱店又は専門業者にて処理して頂くこととし、市では引受しません。

近年では、排出されるごみも多様化していることから、太陽光パネル等の新たな廃棄物への対策を含め、状態や種類に応じた適正な回収・処理が促進されるよう、関係機関等と連携した普及啓発を進めます。